

# 藍住町 議会だより

第50号

平成19年8月25日

発行 藍住町議会

編集 議会だより編集委員会  
徳島県板野郡藍住町奥野

字矢上前52-1

電話 (088)637-3127

FAX (088)637-3156

<http://www.town.aizumi.tokushima.jp>



夏休みの小学校プール

## CONTENTS

|          |     |           |        |
|----------|-----|-----------|--------|
| 6月定例会    | P.2 | 議員5人が一般質問 | P.6~10 |
| 議員定数削減   | P.3 | 常任委員会報告   | P.11   |
| 政治倫理条例制定 | P.4 | 議会のうごき    | P.12   |

# 議員定数 4人削減

# 16人に

## 来年2月の一般選挙から適用

6月21日の本会議に、藍住町議会議員の定数を現在の20人から16人に削減する条例改正案が議員提案されました。

今回の定数削減は、厳しい財政状況にあるなか、今、町を挙げて行財政改革に取り組んでいる。町民の皆さんにも大変大きな負担を求める中で、議会としても改革に取り組まなければならないとして、提案されたものです。

採決に先立ち、反対・賛成の討論が行われ、採決の結果、賛成多数で可決されました。これにより、人口2万人以上の法定上限数26人より10人少ない議員数となります。

### 議員定数の変遷

| 昭和30年4月<br>合併時 | 昭和31年2月 | 昭和39年2月 | 昭和51年2月 | 平成20年2月 |
|----------------|---------|---------|---------|---------|
| 38人            | 26人     | 22人     | 20人     | 16人     |

※合併時以外の各年は改選期です。



青色回転灯防犯パトロールカー発進式

**洪水ハザードマップ**  
「洪水ハザードマップ」がこのほど完成し、全世帯に配布する。万一の洪水に備え、積極的に取り組む。

連絡協議会を設置し、毎月定期的に開催しており、スマートな運営ができる。

**青色回転灯防犯パトロールカーの発足**

五月十一日、出発式が行われた。このパトロールカーを使用した活動により、さらに犯罪の未然防止や防犯意識の高揚が図られるものと期待している。

### 町からの主な報告

えていただきたい。  
藍住町実行委員会総会において、「藍の文化と吉野川のシンポジウム」「藍フェスティバル」、勝瑞城館跡関連の「戦国浪漫・勝瑞探訪」の三事業の予算並びに事業計画が承認された。この事業計画の実現に向

### 国民文化祭

# 藍住町議会議員 政治倫理条例を制定

6月21日の本会議において、町民からの信頼に応え、公正で開かれた町政の発展に寄与することを目的とし、倫理基準や遵守事項を定めた政治倫理条例案が議員提案され、採決の結果、賛成多数で可決しました。来年2月の一般選挙で選出される議員の任期開始の日から適用されます。

## 条例の内容

### 【目的】

第一条 この条例は、町政が町民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その担い手たる藍住町議会議員が、町民全体の奉仕者として町民の信頼に値する政治責任を自覚するとともに、その人格及び倫理の向上に努め、自己の地位による影響力を不正に行使して、自己の利益を図ることのないよう、また、政治正義を喪失するような言動により議会の名譽と品位を損ねることのないよう必要な事項を定めることにより、町政に対する町民の信頼に応え、公正で開かれた民主的な町政の発展に寄与することを目的とする。

**【議員の責務】**  
第二条 すべての議員は、町民全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者であつてはならない。  
二 議員は、町民全体の代表者として、品行及び名譽を損なうような一切の行為を慎み、その職務に關して、不正等の疑惑の持たれる恐れのある行為をしないこと。  
(一) 町民全体の代表者として、品行及び名譽を損なうような一切の行為を慎み、その職務に關して、不正等の疑惑の持たれる恐れのある行為をしないこと。  
(二) 町民全体の奉仕者として、常に人格及び倫理の向上に努め、その地位

し、町政にかかる自らの役割及び責務を自覚するとともに、自ら研鑽を積み、良心と責任をもつて政治活動を行わなければならぬ。  
三 議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、自ら潔い態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにしなければならない。

### 【町民の責務】

第三条 町民は主権者としての責務を自覚し、議員に対し、次条に規定する政治倫理基準に反するような働きかけを行つてはならない。

### 【政治倫理基準】

第四条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

(一) 町民全体の代表者として、品行及び名譽を損なうような一切の行為を慎み、その職務に關して、不正等の疑惑の持たれる恐れのある行為をしないこと。  
(二) 町民全体の奉仕者として、常に人格及び倫理の向上に努め、その地位

を利用していかなる金品も授受しないこと。

### (三) 町が行う許可、認可又は工事等の請負契約及び一般物品納入契約に関する特定業者を推薦、または紹介するなど有利な取り計らいをしないこと。

(四) 町の職員等の公正な職務執行を妨げ、又は町職員等の権限若しくは地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと。

(五) 町職員等の採用に関する推荐又は紹介をしての働きかけを行つてはならないこと。

(四) 町の職員等の公正な職務執行を妨げ、又は町職員等の権限若しくは地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと。

(五) 町職員等の採用に関する推荐又は紹介をしての働きかけを行つてはならないこと。

### 【政治倫理審査会の設置等】

第六条 議長は、審査の請求があつたときは、審査請求に係る審査及び政治倫理の確立のための必要な事項の審査を行うため、審査会を設置する。

二 審査会の委員定数は八人以内とし、議員の中から議長が議会運営委員会に諮つて選任する。

三 審査会の委員は、審査会が当該審査請求の結果を議長に報告したときは、解任されるものとする。

四 審査会の委員は、公平かつ適切に職務を遂行するとともに、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

第五条 議員が次の各号のいずれかに違反する疑いがあるときは、町民にあつては有権者二十人以上上の者の連署、議員にあつては議員定数の六分の一以上の者の連署をもつて、代表者から、これを証する資料を添付した審査請求書を議長に提出し、政治倫理基準に違反する行為の存否の審査を請求することができる。  
(一) 議員が次の各号のいずれかに違反する疑いがあるときは、町民にあつては有権者二十人以上の者の連署をもつて、代表者から、これを証する資料を添付した審査請求書を議長に提出し、政治倫理基準に違反する行為の存否の審査を請求することができる。  
(二) 議員が次の各号のいずれかに違反する疑いがあるときは、町民にあつては有権者二十人以上の者の連署をもつて、代表者から、これを証する資料を添付した審査請求書を議長に提出し、政治倫理基準に違反する行為の存否の審査を請求することができる。

る。ただし、審査会が特に必要があると認めるとときは、公開しないことができる。

#### 【議長職務の代行】

第七条 議長が審査対象議員となつたときは副議長が、議長及び副議長が共に審査の対象となつたときは年長の議員が、条例に規定する議長の職務を行う。

第八条 議長は、審査会を設置したときは、速やかに審査請求の適否及び政治倫理基準違反の行為の存否の審査を審査会に付するものとする。

二 審査会は、審査を行うため、規定に違反していると認められる議員、その他の関係者に対し、資料の請求又は事情聴取等必要な調査を行うことができる。

#### 【議員の協力義務等】

第九条 審査請求の対象となつた議員は、前条第二項の規定による審査会の要求があるときは、審査に必要な書類を提出し、または審査会の会議出席して意見を述べ、説明

をしなければならない。この場合において、対象議員は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出席することができる。

二 審査会は、対象議員が前項の要求に応じず、又は虚偽の内容があるときは、その旨を議長に報告するものとする。この場合において、議長は必要な措置を講ずるものとする。

#### 【政治倫理基準違反の審査等】

第十条 審査会は、対象議員または第五条の規定による審査の請求をした者から申立てがあつたときは、当該対象議員または審査請求者に口頭で意見を述べる機会を与えなければならぬ。

二 前条第一項後段の規定は、前項本文の場合について準用する。この場合において、「対象議員」とあるのは、「対象議員または審査請求者」と読み替えるものとする。

#### 【意見書等の提出】

第十一條 対象議員または審査請求者は、審査会に對し、意見書または資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書

または資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

#### 【審査結果報告】

第十二条 審査会は、議長が審査請求を受けた日から九十日以内に、付託された審査を終え、議長に審査結果報告書を提出しなければならない。

#### 【審査報告書の公表等】

第十三条 議長は、前条の審査結果報告書が提出されたときは、その審査結果を、議会全員協議会において報告するとともに、前条の報告を受けた日から七日以内に、当該報告書の写しを対象議員の代表者及び対象議員に通知し、当該報告の概要を公表しなければならない。

#### 【議員及び議会の措置】

第十五条 対象議員は、自己に関する審査結果報告書において、その行為が政治倫理基準に違反している旨の指摘がなされたときは、これを尊重して政治倫理確立のために必要と認められる措置を講じなければならない。

#### 【藍住町議会の名譽及び品位を守り、町民の信頼を回復するために必要と認められる措置を講じないときは、議会の名譽及び品位を守り、町民の信頼を回復するために必要と認められる措置を講ずることができる。

二 前条の規定による審査結果報告書は、議長において審査結果報告書の提出を受けた日から起算して五年を経過する日まで保存しなければならない。

#### 【町工事等に関する遵守事項】

第十六条 議員の配偶者、三親等以内の血族、二親等以内の姻族若しくは同居の親族又は議員が役員としている企業及び議員が実質的に經營に携わる企

業は、地方自治法第九二条の二の規定の趣旨を尊重し、町が行う工事等の請負契約、業務委託契約及び一般物品納入契約を辞退し、町民に疑惑の念を生じさせないよう努めなければならない。

二 前項の規定は、請負契約等を締結した企業との間の請負工事、委託業務及び一般物品納入について準用する。

#### 【委任】

三 第一項の実質的に経営に関わる企業とは、次に掲げるものをいう。

#### 【議員】

(一) 議員が資本金その他これらに準ずるもの五百パーセント以上を出資している企業

#### 【議員】

四 (二) 議員が年額六十万円以上の報酬を受けていける企業

#### 【議員】

(三) 議員がその経営方針に関与している企業

#### 【議員】

(四) 議員が当該企業の役員と同程度の執行力と責任を有する企業

#### 【議員】

五 前項の辞退届は、議員の任期開始の日から三十日以内に、議長に提出するものとする。

#### 【議長】

六 議長は、議員から辞退届があつたときは、その写しを町長に送付しなければならない。

七 町長は、前二項の規定による辞退届の提出状況を速やかに公表しなければならない。

業は、地方自治法第九二条の二の規定の趣旨を尊重し、町が行う工事等の請負契約、業務委託契約及び一般物品納入契約を辞退し、町民に疑惑の念を生じさせないよう努めなければならない。

二 前項の規定は、請負契約等を締結した企業との間の請負工事、委託業務及び一般物品納入について準用する。

#### 【委任】

三 第一項の実質的に経営に関わる企業とは、次に掲げるものをいう。

#### 【議員】

四 第十七条 この条例の施行に必要な事項や様式などを定めた規則を制定しました。

#### 【議員】

併せて、条例の施行に必要な事項や様式などを定めた規則を制定しました。

#### 【議員】

五 前項の規定に該当する議員は、当該普通地方公共団体に對し請負をする者及びその支配人又は主

#### 【議員】

六 前項の規定に該当する議員は、町民に疑惑の念を生じさせないため、関係企業の辞退届を提出するよう努めなければな

らない。

#### 【議員】

七 町長は、前二項の規定による辞退届の提出状況を速やかに公表しなければならない。

八 議員から辞退届があつたときは、その写しを町長に送付しなければならない。

#### 【議長】

九 町長は、前二項の規定による辞退届の提出状況を速やかに公表しなければならない。

業は、地方自治法第九二条の二の規定の趣旨を尊重し、町が行う工事等の請負契約、業務委託契約及び一般物品納入契約を辞退し、町民に疑惑の念を生じさせないよう努めなければならない。

#### 【議員】

十 町長は、前二項の規定による辞退届の提出状況を速やかに公表しなければならない。

十一 議員から辞退届があつたときは、その写しを町長に送付しなければならない。

#### 【議長】

十二 町長は、前二項の規定による辞退届の提出状況を速やかに公表しなければならない。

業は、地方自治法第九二条の二の規定の趣旨を尊重し、町が行う工事等の請負契約、業務委託契約及び一般物品納入契約を辞退し、町民に疑惑の念を生じさせないよう努めなければならない。

#### 【議員】

十三 町長は、前二項の規定による辞退届の提出状況を速やかに公表しなければならない。

業は、地方自治法第九二条の二の規定の趣旨を尊重し、町が行う工事等の請負契約、業務委託契約及び一般物品納入契約を辞退し、町民に疑惑の念を生じさせないよう努めなければならない。

#### 【議員】

十四 町長は、前二項の規定による辞退届の提出状況を速やかに公表しなければならない。

業は、地方自治法第九二条の二の規定の趣旨を尊重し、町が行う工事等の請負契約、業務委託契約及び一般物品納入契約を辞退し、町民に疑惑の念を生じさせないよう努めなければならない。

#### 【議員】

十五 町長は、前二項の規定による辞退届の提出状況を速やかに公表しなければならない。

業は、地方自治法第九二条の二の規定の趣旨を尊重し、町が行う工事等の請負契約、業務委託契約及び一般物品納入契約を辞退し、町民に疑惑の念を生じさせないよう努めなければならない。

#### 【議員】

十六 町長は、前二項の規定による辞退届の提出状況を速やかに公表しなければならない。

業は、地方自治法第九二条の二の規定の趣旨を尊重し、町が行う工事等の請負契約、業務委託契約及び一般物品納入契約を辞退し、町民に疑惑の念を生じさせないため、関係企業の辞退届を提出するよう努めなければならない。

#### 【議員】

十七 町長は、前二項の規定による辞退届の提出状況を速やかに公表しなければならない。

業は、地方自治法第九二条の二の規定の趣旨を尊重し、町が行う工事等の請負契約、業務委託契約及び一般物品納入契約を辞退し、町民に疑惑の念を生じさせないため、関係企業の辞退届を提出するよう努めなければならない。

#### 【議員】

十八 町長は、前二項の規定による辞退届の提出状況を速やかに公表しなければならない。

業は、地方自治法第九二条の二の規定の趣旨を尊重し、町が行う工事等の請負契約、業務委託契約及び一般物品納入契約を辞退し、町民に疑惑の念を生じさせないため、関係企業の辞退届を提出するよう努めなければならない。

#### 【議員】

十九 町長は、前二項の規定による辞退届の提出状況を速やかに公表しなければならない。

業は、地方自治法第九二条の二の規定の趣旨を尊重し、町が行う工事等の請負契約、業務委託契約及び一般物品納入契約を辞退し、町民に疑惑の念を生じさせないため、関係企業の辞退届を提出するよう努めなければならない。

#### 【議員】

二十 町長は、前二項の規定による辞退届の提出状況を速やかに公表しなければならない。

業は、地方自治法第九二条の二の規定の趣旨を尊重し、町が行う工事等の請負契約、業務委託契約及び一般物品納入契約を辞退し、町民に疑惑の念を生じさせないため、関係企業の辞退届を提出するよう努めなければならない。

#### 【議員】

二十一 町長は、前二項の規定による辞退届の提出状況を速やかに公表しなければならない。

業は、地方自治法第九二条の二の規定の趣旨を尊重し、町が行う工事等の請負契約、業務委託契約及び一般物品納入契約を辞退し、町民に疑惑の念を生じさせないため、関係企業の辞退届を提出するよう努めなければならない。

#### 【議員】

二十二 町長は、前二項の規定による辞退届の提出状況を速やかに公表しなければならない。

業は、地方自治法第九二条の二の規定の趣旨を尊重し、町が行う工事等の請負契約、業務委託契約及び一般物品納入契約を辞退し、町民に疑惑の念を生じさせないため、関係企業の辞退届を提出するよう努めなければならない。

#### 【議員】

二十三 町長は、前二項の規定による辞退届の提出状況を速やかに公表しなければならない。

業は、地方自治法第九二条の二の規定の趣旨を尊重し、町が行う工事等の請負契約、業務委託契約及び一般物品納入契約を辞退し、町民に疑惑の念を生じさせないため、関係企業の辞退届を提出するよう努めなければならない。

#### 【議員】

二十四 町長は、前二項の規定による辞退届の提出状況を速やかに公表しなければならない。

業は、地方自治法第九二条の二の規定の趣旨を尊重し、町が行う工事等の請負契約、業務委託契約及び一般物品納入契約を辞退し、町民に疑惑の念を生じさせないため、関係企業の辞退届を提出するよう努めなければならない。

#### 【議員】

二十五 町長は、前二項の規定による辞退届の提出状況を速やかに公表しなければならない。

業は、地方自治法第九二条の二の規定の趣旨を尊重し、町が行う工事等の請負契約、業務委託契約及び一般物品納入契約を辞退し、町民に疑惑の念を生じさせないため、関係企業の辞退届を提出するよう努めなければならない。

#### 【議員】

二十六 町長は、前二項の規定による辞退届の提出状況を速やかに公表しなければならない。

業は、地方自治法第九二条の二の規定の趣旨を尊重し、町が行う工事等の請負契約、業務委託契約及び一般物品納入契約を辞退し、町民に疑惑の念を生じさせないため、関係企業の辞退届を提出するよう努めなければならない。

#### 【議員】

二十七 町長は、前二項の規定による辞退届の提出状況を速やかに公表しなければならない。

業は、地方自治法第九二条の二の規定の趣旨を尊重し、町が行う工事等の請負契約、業務委託契約及び一般物品納入契約を辞退し、町民に疑惑の念を生じさせないため、関係企業の辞退届を提出するよう努めなければならない。

#### 【議員】

二十八 町長は、前二項の規定による辞退届の提出状況を速やかに公表しなければならない。

業は、地方自治法第九二条の二の規定の趣旨を尊重し、町が行う工事等の請負契約、業務委託契約及び一般物品納入契約を辞退し、町民に疑惑の念を生じさせないため、関係企業の辞退届を提出するよう努めなければならない。

#### 【議員】

二十九 町長は、前二項の規定による辞退届の提出状況を速やかに公表しなければならない。

業は、地方自治法第九二条の二の規定の趣旨を尊重し、町が行う工事等の請負契約、業務委託契約及び一般物品納入契約を辞退し、町民に疑惑の念を生じさせないため、関係企業の辞退届を提出するよう努めなければならない。

#### 【議員】

三十 町長は、前二項の規定による辞退届の提出状況を速やかに公表しなければならない。

業は、地方自治法第九二条の二の規定の趣旨を尊重し、町が行う工事等の請負契約、業務委託契約及び一般物品納入契約を辞退し、町民に疑惑の念を生じさせないため、関係企業の辞退届を提出するよう努めなければならない。

#### 【議員】

三十一 町長は、前二項の規定による辞退届の提出状況を速やかに公表しなければならない。

業は、地方自治法第九二条の二の規定の趣旨を尊重し、町が行う工事等の請負契約、業務委託契約及び一般物品納入契約を辞退し、町民に疑惑の念を生じさせないため、関係企業の辞退届を提出するよう努めなければならない。

#### 【議員】

三十二 町長は、前二項の規定による辞退届の提出状況を速やかに公表しなければならない。

業は、地方自治法第九二条の二の規定の趣旨を尊重し、町が行う工事等の請負契約、業務委託契約及び一般物品納入契約を辞退し、町民に疑惑の念を生じさせないため、関係企業の辞退届を提出するよう努めなければならない。

#### 【議員】

三十三 町長は、前二項の規定による辞退届の提出状況を速やかに公表しなければならない。

業は、地方自治法第九二条の二の規定の趣旨を尊重し、町が行う工事等の請負契約、業務委託契約及び一般物品納入契約を辞退し、町民に疑惑の念を生じさせないため、関係企業の辞退届を提出するよう努めなければならない。

#### 【議員】

三十四 町長は、前二項の規定による辞退届の提出状況を速やかに公表しなければならない。

業は、地方自治法第九二条の二の規定の趣旨を尊重し、町が行う工事等の請負契約、業務委託契約及び一般物品納入契約を辞退し、町民に疑惑の念を生じさせないため、関係企業の辞退届を提出するよう努めなければならない。

#### 【議員】

三十五 町長は、前二項の規定による辞退届の提出状況を速やかに公表しなければならない。

業は、地方自治法第九二条の二の規定の趣旨を尊重し、町が行う工事等の請負契約、業務委託契約及び一般物品納入契約を辞退し、町民に疑惑の念を生じさせないため、関係企業の辞退届を提出するよう努めなければならない。

#### 【議員】

三十六 町長は、前二項の規定による辞退届の提出状況を速やかに公表しなければならない。

業は、地方自治法第九二条の二の規定の趣旨を尊重し、町が行う工事等の請負契約、業務委託契約及び一般物品納入契約を辞退し、町民に疑惑の念を生じさせないため、関係企業の辞退届を提出するよう努めなければならない。

#### 【議員】

三十七 町長は、前二項の規定による辞退届の提出状況を速やかに公表しなければならない。

業は、地方自治法第九二条の二の規定の趣旨を尊重し、町が行う工事等の請負契約、業務委託契約及び一般物品納入契約を辞退し、町民に疑惑の念を生じさせないため、関係企業の辞退届を提出するよう努めなければならない。

#### 【議員】

三十八 町長は、前二項の規定による辞退届の提出状況を速やかに公表しなければならない。

業は、地方自治法第九二条の二の規定の趣旨を尊重し、町が行う工事等の請負契約、業務委託契約及び一般物品納入契約を辞退し、町民に疑惑の念を生じさせないため、関係企業の辞退届を提出するよう努めなければならない。

#### 【議員】

三十九 町長は、前二項の規定による辞退届の提出状況を速やかに公表しなければならない。

業は、地方自治法第九二条の二の規定の趣旨を尊重し、町が行う工事等の請負契約、業務委託契約及び一般物品納入契約を辞退し、町民に疑惑の念を生じさせないため、関係企業の辞退届を提出するよう努めなければならない。

#### 【議員】

四十 町長は、前二項の規定による辞退届の提出状況を速やかに公表しなければならない。

業は、地方自治法第九二条の二の規定の趣旨を尊重し、町が行う工事等の請負契約、業務委託契約及び一般物品納入契約を辞退し、町民に疑惑の念を生じさせないため、関係企業の辞退届を提出するよう努めなければならない。

#### 【議員】

四十一 町長は、前二項の規定による辞退届の提出状況を速やかに公表しなければならない。

業は、地方自治法第九二条の二の規定の趣旨を尊重し、町が行う工事等の請負契約、業務委託契約及び一般物品納入契約を辞退し、町民に疑惑の念を生じさせないため、関係企業の辞退届を提出するよう努めなければならない。

#### 【議員】

四十二 町長は、前二項の規定による辞退届の提出状況を速やかに公表しなければならない。

業は、地方自治法第九二条の二の規定の趣旨を尊重し、町が行う工事等の請負契約、業務委託契約及び一般物品納入契約を辞退し、町民に疑惑の念を生じさせないため、関係企業の辞退届を提出するよう努めなければならない。

#### 【議員】

四十三 町長は、前二項の規定による辞退届の提出状況を速やかに公表しなければならない。

業は、地方自治法第九二条の二の規定の趣旨を尊重し、町が行う工事等の請負契約、業務委託契約及び一般物品納入契約を辞退し、町民に疑惑の念を生じさせないため、関係企業の辞退届を提出するよう努めなければならない。

#### 【議員】

四十四 町長は、前二項の規定による辞退届の提出状況を速やかに公表しなければならない。

業は、地方自治法第九二条の二の規定の趣旨を尊重し、町が行う工事等の請負契約、業務委託契約及び一般物品納入契約を辞退し、町民に疑惑の念を生じさせないため、関係企業の辞退届を提出するよう努めなければならない。

#### 【議員】

四十五 町長は、前二項の規定による辞退届の提出状況を速やかに公表しなければならない。

業は、地方自治法第九二条の二の規定の趣旨を尊重し、町が行う工事等の請負契約、業務委託契約及び一般物品納入契約を辞退し、町民に疑惑の念を生じさせないため、関係企業の辞退届を提出するよう努めなければならない。

## &lt;h

## 市町村合併について

郡内の協議会で協議しながら慎重に検討したい

**問** 五月三十一日に県市町村合併推進審議会において、県東部圏域に三つの合併案が出された。この報道を受けて石川町長は、本町は人口が増加している上、行政効率の良い事から行政改革の推進や広域行政に取り組んでいく事によって、自立した街づくりを進めていくとの事でしたが、この合併案に対して知事より正式に合併構想が出されると思うが、その時どのように対処するのか。

**答** 合併に頼ることなく、自立したまちづくりを進めていくことは、十分可能であると思つてゐる。議会や町民の皆様の御意見を伺い、ともに考えていきたい。町民の意思を尊重し、町民の利益を最優先させなければならぬと考へてゐる。

**問** 人口三万二千人を越えまだ増え続けている藍住町、平均年齢が三十歳代と言うことでいく事によって、自立した街づくりを進めていくとの事でしたが、この合併案に対して知事より正式に合併構想が出されると思うが、その時どのように対処するのか。

**答** 必要性は認識しており、プールを併設した総合型スポーツ施設の建設を検討課

## 市民プール建設について

現在の財政事情では直ちに建設する事は困難な状況



小川 幸英 議員



藍北っ子教室（手作りおもちゃ教室）

## 放課後子どもプラン推進事業について

十分協議したい

**答** 現在の学童保育やスポーツ少年団活動、親子会活動を含めた総合的な放課後対策としての放課後子ども教室について、設置の必要性や実施する場合の対象者、内容などを検討する運営委員会を本年度中に設置したい。

## その他の質問

- 税の未収金と徴収方法の具体的な施策について
- 学校給食のあり方について
- 名田橋下流吉野川河川敷運動公園について

## 環境保全対策

地域住民との連携を強化していきたい

問 美しい藍住町、国民文化祭に備え環境対策である。

九月一日から実施の指定ごみ袋の有料化に伴い、指定袋以外のごみの投棄、地区外からの「不法投棄に対し」ての対策は

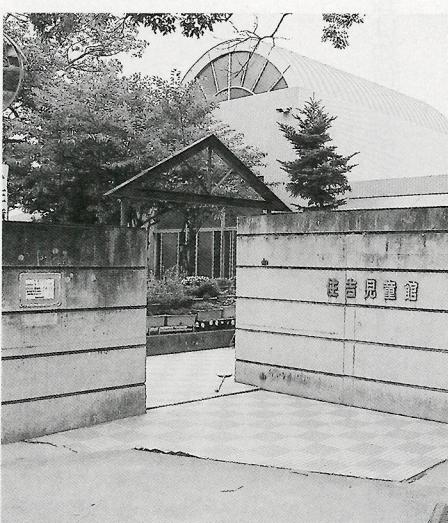
町民に十分、分別の主旨説明として、七月から町広報紙に掲載、広報車等と回数の報道「啓発運動を」

今後懸念される集積所の分別悪化や地区外からの「不法投棄対策」地域の環境は自分達でとし住民の連携を密にして、地区外も含めて不法投棄者の「顔の見分けができる地域対策」町条例のポイ捨て、犬のふん害防止にと「不法投棄監視員の委嘱を」

答 不法投棄場所に防止看板や監視カメラを設置するなど、不法投棄を許さない環境作りを行っているところであり、悪質な不法投棄については警察と連携して対応している。啓発活動については、頻繁に行つてい

く。地元の不法投棄監視員等の配置については、九月一日の指定ごみ袋の実施に併せて、分別状況の悪い集積箇所において、シルバー人材センター職員から地元の環境ボランティア員に変更していきたい。

答 学校給食においては、基本的には調理と洗浄の委託ということで、食材も検討する。地産地消も含め、今後も十分、研究をしながら進めたい。



児童館

## 児童館の「安全管理」「防犯対策」

関係者とも協議して対処していきたい

その他の質問

集会所にケーブルテレビの設置を〈防災情報周知〉

青色回転灯防犯パトロール巡回〈情報の収集〉



永浜 茂樹 議員

問 町内の児童館は、自由来館方式で喜ばれて居るが、反面、今後不審者の侵入で事件、事故発生の可能性もある。特に夜間での管理体制「各館に門扉の設置を併せて「遊具の安全対策を」

答 門扉の設置や夜間の扉閉鎖の運用、その他有効な対策について、今後検討を進めたい。遊具の配置等についても検討したい。

## 給食の民間委託、住民は「NO！」

アンケートは賛否を問うものではない

問 町広報五月号で「給食の民間委託をする」前提でアンケートをしました。四六六三二通のうち回答したのはわずか一四七通であった。この結果は多くの住民は民間委託そのものに反対であることが明らかになつた。住民の意思を尊重し、給食の民間委託は見直すべきである。

答 出来るだけ関係者の不

安がないように、あるいは地産地消を念頭に置き、今は調理洗浄のみを委託するような方針で進めている。御理解をいただきたい。

六六三二通のうち回答したのはわずか一四七通であつた。この結果は多くの住民は民間委託そのものに反対であることが明らかになつた。住民の意思を尊重し、給食の民間委託は見直すべきである。

## 右往左往する子どもの教育

今後の国の動向に注目したい

問 政府の諮問機関である「教育再生会議」はまた学習指導要領を改定し、(一)授業時間の一〇%増。(二)小中学校での道徳教育の復活。

(三)学校選択制。(四)ゆとり教育の見直し。などを決めた。土曜日の授業の復活や学校選択制などは教育委員会の裁量に委ねるというが、教



喜田 敏夫 議員

育長は如何に対応するのか。

答 議会や保護者、学校現場の意見を参考にしながら藍住町教委の方向性を決めていく必要性がある。土曜日や夏休みの活用について

は、現実的な問題として検討せざるを得ないと考えている。これまで取り組んで

きた総合学習を代表とする生きる力をはぐくむ教育とは両立できるのではないかと考える。

学校間の序列化や学校規模の極端な不均衡を招く恐れのある学校選択制の採用は、慎重に取り組む必要があると考える。

## 道州制を見据えた合併の提案はどうする？

効率的で自立した行政運営を目指して引き続き改革に取り組みたい

問 国の借金が八〇〇兆円、地方の借金が二三〇兆円あるといわれ、国も地方もサラ金地獄に陥っている。これでは地方への交付金は減額される一方で、その分、庶民への増税で賄おうとしている。そして行政改革を進めていた。

答 本町の場合、行政効率もよく、行政改革や広域財政に取り組むことにより、自立したまちづくりを行うことは可能であると考える。

住民サービスが低下するような行財政改革では当然、御理解いただけないと思う。生活等の質を低下させることがなく、今後とも行財政改革を進めていきたい。



小学校 校庭風景

## 住民税の大増税と高齢者の負担増

税源移譲で住民が増えた分、所得税は減るが、定率減税廃止分は増える

**問** 昨年に引き続き、六月に住民税の負担が大幅に増え、暮らしが深刻です。  
65才で一人暮らしの高齢者で年金額が月一万五千円の場合、介護保険料と国保税をあわせると、月いくらの負担になるか。

**答** 介護保険料は、年金収入額が八〇万円以下の場合は基準額の五割で、月当たりに換算すると二、七四〇円。国民健康保険税は、所得額三十三万円以下の場合は世帯割額と均等割額が七割輕減され、固定資産がない方は月当たりに換算すると一、四〇〇円。合わせて四、一四〇円となる。

**問** 来年四月から70才～74才の患者負担を一割から二割に引き上げる。  
65才から74才の国保加入者の保険料も年金から天引きです。年金は減り、税金

現在六十五歳以上の方の接種については町が千円を負担

## インフルエンザ予防接種の負担軽減を



林 茂 議員

## 「医療改革」で、老後は不安

**問** 国においても地域の実情に応じたケア体制の整備を進めること

などの負担は増加するばかりです。  
高齢者のインフルエンザ予防接種に対して、無料は生活保護世帯だけ、無料の対象者を町民税非課税世帯まで広げた場合、町の負担額はどれくらいか。

**答** 十八年度の実績において無料対象者を拡大して單純に推計すると、65歳以上の世帯非課税者は約二六%と見込まれ、約百万円の負担増となる。

**答** 削減される療養病床については、老人保健施設を中心いて在宅系の居住施設などに転換する方針が出された。  
約三十八万床の療養病床の内介護適用の十三万床は平成二十三年度に廃止されることが決まっており、医療適用については、都道府県が平成二十年度から策定する医療費適正化計画の中では、地域の実情を考え、数値目標を決めるということである。医療機関との協議によって数が削減されるということになつてくると思う。

## その他の質問

- 住民税増税と問い合わせは失業した場合、国保税の減免制度を多重債務で自己破産した場合、救済措置を
- 合併浄化槽と公共下水道との比較

# 町政のここが聞きたい

## 一般質問

### 耐震化対策

小中学校の校舎や体育館の早急な  
耐震化について

**補助事業を有効利用しながら進めたい**

全国の公立小中学校の  
校舎や体育館二万九、五五  
九棟の内現行の耐震基準を

満たしていない建物は三四・  
八%で四五、〇四一棟、県内  
の耐震化率は全国平均五八・  
六%に比べ四〇・八%と低く

全国四六位、本町の現状は如  
何か。又これら施設は日々  
子ども達の学び舎、そして災  
害時の住民避難場所、早急な  
対策を求める。

全国四六位、本町の現状は如  
何か。又これら施設は日々  
子ども達の学び舎、そして災  
害時の住民避難場所、早急な  
対策を求める。

### 年金問題　納めた国民年金保険料の確認について

**納付記録は残っている**

タードの保管状況、又その記  
録公開について尋ねる。

答 制度が始まった昭和三

十六年から平成十三年まで  
藍住町に納められた分につ  
いての記録は残っている。  
また、国民年金被保険者本  
人から納付記録の問い合わせ  
があった時、これに答え  
るのは当然のことと考え  
ていますが、そのデー

不備が報じられて以来社会  
的大問題となっている公的  
年金制度問題、本来は私達  
の終身に渡つて長い老後生  
活の基本的な部分を経済面  
で確実に保障する制度、平  
成十四年四月までは国民年  
金収納事務は町窓口で行わ  
っていましたが、その後

西岡 恵子 議員



職員による指定ごみ袋説明の様子

答 旧耐震基準の建物の内、  
北小学校管理棟と南小学校  
体育館については耐震改修  
実施済みである。今後、北・  
南小学校校舎棟の診断と設  
計、改修工事を予定している。

答 旧耐震基準の建物の内、  
北小学校管理棟と南小学校  
体育館については耐震改修  
実施済みである。今後、北・  
南小学校校舎棟の診断と設  
計、改修工事を予定している。

問 九月一日より実施の指  
定ごみ袋有料化に向けての  
進捗状況と東部臨海処分場  
への搬出計画について尋ね  
る。今回職員が各家庭を訪  
問するには画期的な機会、ご  
み袋有料化への協力依頼に  
終わらせることがなく町民か  
らの意見集約の場として今後  
の町政に生かしては如何か。

答 各世帯を訪問し、指定  
ごみ袋の試供品の配付と制  
度の説明を行う計画である。  
この機会に入ってきた意見  
を集約し、できるだけ今後  
の町政に反映させたい。ま  
た、今後A-Iテレビでも啓  
発活動をしたい。

答 東部臨海処分場への搬入  
は、焼却灰と不燃物につい  
て、焼却炉の修繕が完了す  
る平成二十一年度から考  
えている。廃プラスチック類  
については、搬入基準であ  
る破碎十五センチ以下等の  
条件を満たす必要があり、  
当面は民間業者へ処理委託  
をしなければならないと考  
えている。

### ごみ処理計画

指定ごみ袋の進捗状況・東部臨海処分場について

八月中旬を目途に各世帯を訪問、試供品の配付と説明を行う



西岡 恵子 議員

### 他の質問

教育再生会議の第二次報告に対  
する取組みについて  
町民の健康の実態と取組みにつ  
いて  
地球温暖化、CO<sub>2</sub>削減の取組みに  
ついて  
藍住町洪水避難地図（洪水ハザードマップ）について

# 建設産業常任委員会 報告

六月十一日、開催され、千鳥東自治会団地の町道等の陥没箇所について現場視察を行った後、関係理事者から、現場は徳島市が地権者からの要望で不燃性廃棄物処理を兼ねた農地の基盤整備を実施し、農地として利用できるよう覆土もし、終了後は地権者に返した。その後宅地開発がされたとの説明を受け、質疑を行つた。



現場視察する委員

いかなければならぬ。非常に悪い状態であり、今後検討し、いい方法を考えなければならないとの答弁であつた。

徳島市に元通りにするよう言つてはどうかとの意見も出たが、徳島市は、農地改良ということで、地元の要望を受けて農地改良を行つて畑作農地に要望通り改良を行いお返ししたとのことである。

排水が十分流れず水が溜まるため排水と道路を何とかしてほしいとの要望があり、町も、ごみを埋めてこういう状態になつていることを十分認識して進めてほしい。また、農業ができるということであったが、現実には農業ができない状況であることも理解の上進めほしいとの意見が出された。

## 藍住町議会委員会条例の一部改正について

地方自治法の一部が改正されたことに伴い、議会閉会中においては、議長が委員の指名や常任委員の所属変更をすることができるよう、また、議会運営委員及び特別委員の辞任の許可をすることができるよう改正を行つた。

## 藍住町議会会議規則の一部改正について

地方自治法の一部改正により、委員会が議案を提出できることとなつたため、委員会の議案提出にかかる手続き規定を設けた。

編集委員会では、町民の声の投稿を募集しています。

議会や町政に関する御意見をお寄せ下さい。

### 投稿規定

- 1 住所・氏名・電話番号を明記。
- 2 掲載時に匿名を希望する方は申し出て下さい。
- 3 字数は500字以内。
- 4 投稿者の多い場合には、掲載月を調整する場合があります。

### …定例会案内…

次の定例会は9月です。次号は11月に発行します。

お問い合わせ▶▶▶ 議会事務局 ☎637-3127

### 本会議を傍聴しませんか？

本会議はどなたでも傍聴することができます。傍聴は、本会議当日、先着順に受け付けていますので、議会事務局の受付までお気軽にお越し下さい。

なお、傍聴席の定員には限りがありますので御了承下さい。



## 子ども達の未来へ 奥野 宮本 麗華さん

私たちの親世代が願う事は、子ども達が将来、元気に明るく生活出来る藍住町である事です。今、早寝、早起き、朝ご飯の大切さが言われています。昨年藍住町の健康21の会に参加させていただいて、小さい頃からの食生活や生活習慣が大切だと、親としての責任を強く感じました。全国的に財政難という話を新聞やニュースでよく見ます。藍住町も苦しいと議会の放送で見ましたが、未来を担う子ども達の為に幼稚園、小学校舎の老朽化対策や、教育の充実に町として力を入れて頂きたいと思います。

後、徳島県の出生率が対前年比で伸びています。この先、若い世代の多い藍住町は児童数も増え続けると思いますので、先生の増員など色々な方法で、子ども一人一人に対応出来る環境づくりをお願いしたいと思います。財源の優先順位はあると思いますが、子ども達の健全な育成が藍住町の発展にも繋がると思います。子ども達の未来の為に家庭や地域だけでなく町としても、今一度、考えて頂きたいと思います。

## 議会のうじき

### Schedule

|           |            | 5月         |          | 6月          |          | 7月           |            |
|-----------|------------|------------|----------|-------------|----------|--------------|------------|
| 25日       | 21日        | 15日        | 11日      | 9日          | 7日       | 4日           | 29日        |
| 日         | 日          | 日          | 日        | 日           | 日        | 日            | 徳島県町村議会議長会 |
| 建設産業常任委員会 | 板野東部消防組合議会 | 福寿連合会定期総会  | 臨時会(北島町) | 給食民間委託推進協議会 | 勝瑞城館跡まつり | 2007年国民平和大行進 | 臨時総会(徳島市)  |
| 6月定例議会閉会  | 板野防犯連合会総会  | 6月定例議会一般質問 | 6月定例議会開会 | 6月定例議会閉会    | 6月定例議会開会 | 31日          | 議会運営委員会    |
| (板野町)     |            |            |          |             |          |              |            |
|           |            |            |          |             |          |              |            |



|             |              |           |              |                     |                      |
|-------------|--------------|-----------|--------------|---------------------|----------------------|
| 30日         | 24日          | 22日       | 18日          | 11日                 | 29日                  |
| 議会運営委員会     | 山形県河北町長・議長来庁 | 町村議會議長研修会 | 板野郡町議會議長会定例会 | 徳島県議長会理事会・事務局長会合同会議 | 徳島県町村議会議長会           |
| 給食民間委託推進協議会 | (東京)         | （東京）      | 商工会通常総代会     | 給食民間委託推進協議会         | 臨時総会(徳島市)            |
| 31日         | 30日          | 23日       | 22日          | 17日                 | 30日                  |
|             |              |           |              | 会視察(海陽町)            | 佐賀県三養基郡町村議會議長会視察研修来庁 |
|             |              |           |              | (徳島市)               | あいづみ商工会納涼祭           |
|             |              |           |              | 会視察(海陽町)            | 議会運営委員会              |
|             |              |           |              | （徳島市）               | 公共下水道事業受益者負担等審議会     |
|             |              |           |              | （原発）の安全神話が崩れ        | 徳島県議長会               |
|             |              |           |              | られ、水を求める住民が         | 臨時総会(徳島市)            |
|             |              |           |              | 給水車に列を作る。そ          |                      |
|             |              |           |              | れに加えて今回は「原          |                      |
|             |              |           |              | 発」の安全神話が崩れ          |                      |
|             |              |           |              | たことです。「隠蔽体          |                      |
|             |              |           |              | 質」が問われている今          |                      |
|             |              |           |              | 日、国や企業は一日も          |                      |
|             |              |           |              | 早く実態を公表し、國          |                      |
|             |              |           |              | 民を安心させるべきで          |                      |
|             |              |           |              | ある。放射能は私たち          |                      |
|             |              |           |              | に見えないのだから：          |                      |

### 議会だより編集委員会

|      |       |
|------|-------|
| 委員長  | 西岡 恵子 |
| 副委員長 | 小川 幸英 |
| 委員   | 林 敏夫  |
| 委員   | 喜田 晴明 |
| 委員   | 奥村 喜田 |

## 編集後記

七月十六日、震度六

強の強烈な地震が中越地方を襲いました。三年前の震災の傷もまだ癒えていないのに、「なんで新潟ばかりなんだ!」という地元住民の悲痛な叫びが聞こえてくるようです。道路がアメのように大きく曲がり、古い建物はペシャンコになっている。ライフラインは寸断され、水を求める住民が給水車に列を作る。それに加えて今回は「原発」の安全神話が崩れたことです。「隠蔽体質」が問われている今日、国や企業は一日も早く実態を公表し、國民を安心させるべきである。放射能は私たちに見えないのだから：